

PKS 認証制度：基本文書  
第三者規格検討委員会承認

## PKS 認証制度：基本文書

発行日：2022年3月1日

一般社団法人農産資源認証協議会起案

関連基準

PKS 認証制度：要求事項（申請組織） ST01  
PKS デューデリジェンスシステム要求事項 ST02  
PKS 認証制度：要求事項（第三者認証機関） ST03  
PKS 認証制度：要求事項ガイドライン G01

## 目次

1. 認証規格策定の目的および趣旨.....	3
2. 将来のビジョン .....	3
3. 事業者の責務および使命.....	3
4. 原則 .....	4
5. 規格基準の適用 .....	4
5.1. 規格基準の適用.....	4
5.2. 規格基準の構成.....	4
5.3. 第三者認証規格文書の見直し.....	5
6. 運用範囲 .....	6
6.1 認証範囲.....	6
6.2 トレーサビリティーの範囲.....	6
6.3 DD システムの範囲 .....	6
6.4 GHG 排出量算定範囲.....	6
7. 用語の定義 .....	7
7.1. 申請組織.....	7
7.2. トレーサビリティー.....	7
7.3. PKS .....	7
7.4. 第三者審査.....	7
7.5. サイト .....	7
7.6. 第三者審査機関.....	7
7.7. 許容できない供給源.....	7
7.8. デューデリジェンス (DD) .....	8
7.9. デューデリジェンスシステム (DDS) .....	8
7.10. 植栽エリア .....	8

## 1. 認証規格策定の目的および趣旨

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十八年六月三日交付（平成二十八年法律第五十九号）改正）に基づく日本の FIT 制度（電力固定買取制度）において、バイオマス発電の燃料として使用される Palm Kernel Shell（PKS）の供給連鎖における順法性、持続可能性およびトレーサビリティに、多くの利害関係者が関心および疑義を寄せている。日本のバイオマス発電を支える主要燃料となっている PKS を輸入、使用する組織は、利害関係者から挙げられているこれらの疑義に対して、積極的に解決策を模索し対応してゆく社会的責務を負っている。このことに鑑み、PKS の持続可能性に関心を寄せる日本国内の発電事業者および商社によって「一般社団法人農産資源認証協議会」を設立し、持続可能な PKS の取引に適用する第三者認証制度を創設する運びとなった。

公平性、中立性および透明性を図るため、当該原案は、学識経験者、消費者団体、シンクタンク、金融政策、および木材産業界の代表からなる規格検討委員会および環境保護団体や LCA 専門家から構成される技術部会へ諮問し、2021 年 7 月 9 日、規格検討委員会の承認を得て規格基準として発行する。

この基準は、パームオイルや食物残さに関する他の認証の普及を妨げるものではない。この基準を順守した申請組織及び供給連鎖に関係する組織が、将来より高度な管理基準への移行を目指す取り組みを奨励するものである。

## 2. 将来のビジョン

PKS の第三者認証制度を通じ、将来を見据えた社会貢献の観点から PKS 調達地域をはじめとする国々の人材育成、環境保護等の活動を支援し SDGs の達成に貢献してゆくことを将来的なビジョンとする。

## 3. 事業者の責務および使命

この PKS の第三者認証制度を活用する事業者は、物質循環の健全性を維持し、わが国の環境に配慮したエネルギー政策の実現への協力と、循環型社会の形成に貢献する責務および使命を有する。

## 4. 原則

### 4.1. ガバナンス

第三者認証制度を受ける組織は、トレーサビリティの確保をはじめとする、文書管理、教育訓練、内部監査など利害関係者から信頼されるに足るマネジメントシステムを構築し、継続的な改善を行わなければならない

### 4.2. 社会・環境への配慮

第三者認証制度を受ける組織は、日本国および PKS の産地および生産国の社会・環境への配慮を適切に行い、貴重な生態系の保全、適切な土地利用、違法労働の排除、先住民の権利保護を推進し、健全な環境保全を実現することを目指すなければならない。

### 4.3. 温室効果ガスの管理

第三者認証制度を受ける組織は、PKS の取引が及ぼす地球温暖化への影響の重要性に鑑み、PKS の Greenhouse Gas (GHG) 排出量を算定し定量的に評価する方法を導入しなければならない。また申請組織は、評価範囲において、GHG 排出削減量を毎年下げてゆく努力をしなければならない。

## 5. 規格基準の適用

### 5.1. 規格基準の適用

当該規格基準が適用される組織又は個人は下記が考えられるが、その限りではない。

- 1) 海外で FFB (Fresh Fruit Bunch) を搾油する組織 (搾油事業者/CPO ミル)
- 2) 海外で PKS を集荷する組織及び個人
- 3) PKS の加工および輸出等流通にかかわるその他の組織
- 4) 日本において PKS を輸入する組織
- 5) 日本において PKS を使用する発電事業者

### 5.2. 規格基準の構成

PKS の規格基準は、下記の文書で構成されている

- 1) PKS 認証制度：基本文書 P01

規格策定の趣旨、事業者の責務、使命、ビジョン、原則、文書構成、定義など、当該第三者認証制度の基本事項について記載されている包括的文書

2) PKS 認証制度：要求事項（申請組織） ST01

植栽から販売に至るまで合法的且つ持続可能な PKS のみを取り扱い、第三者審査機関に適合性評価を申請する組織又は個人が順守すべき要求事項

3) PKS デューデリジェンスシステム要求事項 ST02

申請組織が行う PKS の調達植栽エリアにおけるデューデリジェンス (DD) の要求事項

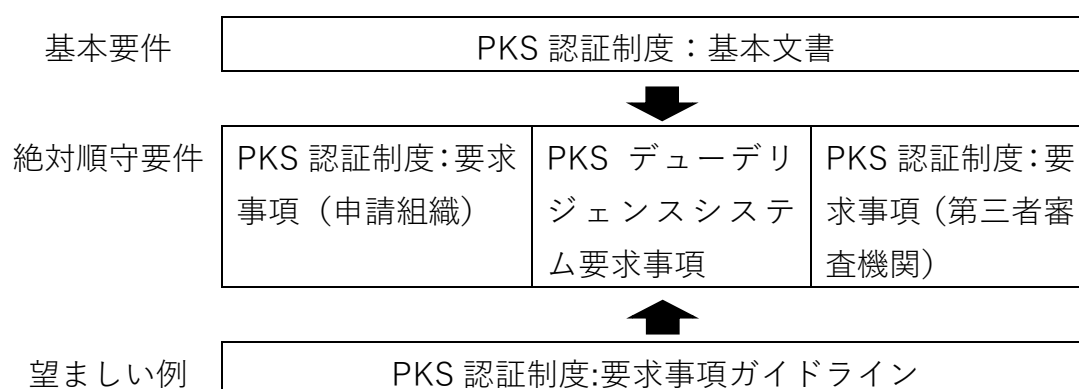
4) PKS 認証制度：要求事項（第三者審査機関） ST03

申請組織の適合性評価を行う第三者審査機関が順守すべき要求事項

5) PKS 認証制度：要求事項ガイドライン G01

申請組織が順守すべき要求事項「PKS 認証制度：要求事項（申請組織） ST01」および「PKS デューデリジェンスシステム要求事項 ST02」において、組織が運用する上で望ましい例などを示している

各文書の関連性を下記に示す。



5.3. 第三者認証規格文書の見直し

一般社団法人農産資源認証協議会は、規格基準を変化している周囲の状況等を考慮して 2 年に 1 回見直さなければならない。この見直しを受け、一般社団

法人農産資源認証協議会は諮問委員会（規格検討委員会および技術部会）を招集し、諮問委員会に規格基準の修正案の審議を依頼しなければならない。当該修正案は、規格検討委員会で承認された後に正式に発行される。

申請組織は、新しい規格基準の発効後 1 年以内に当該規格基準への適合性を確実にしなければならない。

又、申請組織は、認証機関及び認定機関が発行する関連基準への適合性を、当該機関が指定する期間内に確実にしなければならない。

## 6. 運用範囲

### 6.1 認証範囲

当該規格への適合性を証明する範囲は、申請組織から上流の供給連鎖である。申請組織は、供給される PKS の取引にかかわるすべての組織又は個人について管理し、第三者審査機関の審査を受け、上流側の供給連鎖を認証範囲に含めなければならない。申請組織は、認証範囲を変更する場合、第三者審査機関へ報告を行い、変更する範囲についての適合性評価を受けた後に変更した範囲で運用を行わなければならない。

尚、申請組織は、認証範囲に含まれないが、植栽エリア（植栽エリアの定義については 7.用語の定義を参照）についてのデューデリジェンス (DD) を行い、DD の結果を第三者審査機関へ報告しなければならない。

### 6.2 トレーサビリティーの範囲

第三者審査機関への認証に際し、申請組織が確立しなければならないトレーサビリティーシステムは認証範囲と同じとする。DD については植栽エリアまで遡って決定することが必要であるが、認証範囲外とする。

### 6.3 DD システムの範囲

申請組織は、植栽エリアまで遡り DD を行わなければならない。

### 6.4 GHG 排出量算定範囲

申請組織は、要求事項に定められた算定範囲（バウンダリー）において GHG 排出量の算定を行わなければならない。算定範囲は CPO ミル以降で発電施設までとする。

しかしながら、PKS の将来的な経済価値に継続的に注視し、価格弾性値が 1 に達し、全体利益の 5%を超える状況になった場合、改めてバウンダリーについて拡大することとする。また、副産物および農作物残さに関する環境影響及び GHG 算定の研究動向を考慮すると、今後、GHG の固定量の算定および発電所における排出量算定についても、継続的な検討を要する。

## 7. 用語の定義

### 7.1. 申請組織

PKS のトレーサビリティを確立し、供給連鎖の運用に関し、責任を有する組織であって、第三者審査機関に対しこの規格の適合性評価を依頼する者

### 7.2. トレーサビリティ

搾油業者から申請組織による PKS の販売に至るまでの加工、製造、流通などの過程を明確にし、追跡可能にすること

### 7.3. PKS

Palm Kernel Shell の略称。パーム果実の種子（Palm Kernel）の殻で、パーム核油を生産する工程で発生する農作物残さ（副産物であるという見方もある）

### 7.4. 第三者審査

この規格への適合性評価を行う第三者審査機関による審査

### 7.5. サイト

認証範囲に含まれる場所や拠点を示す。審査を行うために第三者審査機関が立ち入る場所

### 7.6. 第三者審査機関

申請組織の運用に関し、利害関係のない公平、中立な視点で基準に適合していることを審査する機関

### 7.7. 許容できない供給源

以下のいずれかの供給源

- 1) 違法に開発された植栽エリア
- 2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア
- 3) 高い保護価値（HCV）のある自然環境を脅かして開発された植栽エリア
- 4) 遺伝子組換えパームが植えられている植栽エリア
- 5) 泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌の開発を続けて作付けしている植栽エリア

#### 7.8. デューデリジェンス（DD）

申請組織が取り扱う PKS に関し、リスク削減を目的とした下記を含む一連の行動

- 1) 情報の入手：  
顕在又は将来発生すると考えられるリスクを特定するための情報取得
- 2) リスクの特定：  
得られた情報をもとに顕在又は将来発生すると考えられるリスクの特定
- 3) リスクの削減：  
特定されたリスクに対する削減措置の選択および実施

当該要求事項では、最低でも調達植栽エリア（又は含まれるエリア）が許容できない供給源でないことを確実にし、場合により、その他のリスクが発生している、又は発生する可能性がある事案に関しても DD を要求している。

#### 7.9. デューデリジェンスシステム（DDS）

DD を行うために申請組織で構築した体制、要員、文書および記録等のマネジメントシステム

#### 7.10. 植栽エリア

オイルパームが収穫される産地。DD を行うための植栽エリアの最大規模は DD の要求事項に定める通り。

#### 7.11. FPIC

free, prior and informed consent の略。自由意思による、事前の、十分な情報



に基づく同意と訳され、主に土地や資源の開発を進める際に尊重すべき先住民の権利として謳われる。

#### 7.12. SG (Segregation)

分別管理をあらわす。サプライチェーンにおいて認証された PKS と、他の非認証 PKS とは混ぜ合わされることなく、認証された PKS だけで発電所まで受け渡される認証モデル。植栽エリアを一つに特定できないが、認証 PKS であることが保証される。

以下余白